

■諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

【要旨】

人権擁護委員「岡林 妙子」氏が令和元年9月30日をもって任期満了を迎えることに伴う後任の候補者として、「山脇 一生」氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

【推薦をする者の氏名等】

住 所	四万十町烏手
氏 名	山脇 一生（やまわき かずき）
生年月日	
推薦理由	山脇氏は、四万十町役場を平成29年3月に退職されるまでの42年間、町職員として関わった町人権教育研究協議会での活動等を通じて人権の重要性を学び、人権啓発に取り組んでこられました。 地域住民からの信頼も厚く、これまでの経験を生かし、人権擁護委員としての使命を果たすことができる最適任者であると考えています。

【根拠法令】

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略